

東部家畜保健衛生所が移転します！

東部家畜保健衛生所は令和7年4月1日(火)から新庁舎に移転し、組織改正により北部家畜保健衛生所及び中央家畜保健衛生所佐倉庁舎と統合されます。

移転後の名称、住所及び連絡先 (令和7年4月1日以降)

名 称 千葉県東部家畜保健衛生所

住 所 〒289-3182 匝瑳市今泉7142

電話番号 0479-85-8900

Fax番号 0479-85-5932

メールアドレス toubukaho@mz.pref.chiba.lg.jp

飼育動物診療施設に係る各種届出やご来所の際は、お間違いないよう、ご注意をお願いいたします！

中央家畜保健衛生所は令和7年4月1日より西部家畜保健衛生所に名称を変更します。

新メールアドレス seibukaho@mz.pref.chiba.lg.jp

住所・電話番号は変更ありません。

東部家畜保健衛生所 〒283-0064 東金市川場1105-3

Tel.0475-52-4101 Fax.0475-52-3335

夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

※4月1日以降は連絡先が変わります。ご注意ください。

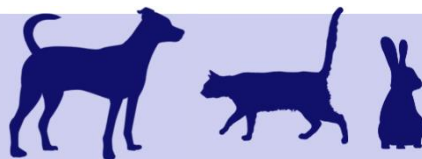
愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針が策定されました！

令和6年6月21日に閣議決定された規制改革実施計画において、オンライン診療がより積極的に活用されるための指針を査定することとなったため、12月27日付けで「愛玩動動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」が策定されました。

詳細は下記HPに掲載しています

👉 農林水産省HP

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/pet_telehealth.html



診療施設に関する届出事項に変更はありませんか？

開設時の届出事項に変更があった場合には、10日以内に変更届出書を提出することが獣医療法第3条で義務づけられています。

以下の事項に変更があった場合は、東部家畜保健衛生所まで変更届出書等を提出してください。

- ① 開設者の氏名及び住所
- ② 診療施設の名称
- ③ 診療施設の構造設備の概要及び平面図
- ④ 管理獣医師の氏名及び住所
- ⑤ 診療の業務を行う獣医師の氏名
- ⑥ 診療の業務の種類
- ⑦ 定款の変更（開設者が法人である場合）



千葉県AIチャットボット

※内容により新規の開設届出が必要な場合があります。

診療施設の届出について、24時間自動応答できる

AIチャットボットを導入いたしましたので、ぜひご活用ください。

届出様式は以下の千葉県HPからダウンロードできます！

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shinryoushisetsu/kaisetsu3.html>

